

台風接近による緊急のお知らせ（職長教育）

令和6年8月22日

「職長教育」受講者の皆さまへ

公益社団法人滋賀労働基準協会大津支部

「職長教育 8/27(火)-28日(水)」開催に係る緊急のお知らせ

来る8月27日(火)・28日(水)に開催する標記の職長教育につきまして、すでに送付しています開講のご案内に明記してありますとおり「天候などの状況」により変更・中止の案内をいたします。

台風10号の接近により、気象庁から「特別警報」が発令された場合の対応につき、次のとおり緊急のお知らせをいたします。

記

第1 「特別警報発令時」に関して

- 1 台風10号の接近により「特別警報」が、
当日の朝6時の時点で滋賀県内に発令されている時は、当該講習を「中止」とします。
- 2 開講途中での「特別警報」発令時は、原則、「中止」し帰宅して頂く場合があります。
- 3 上記の「特別警報」での中止の場合には、その対応（講習日の振替など）を検討の上、後日、受講者に通知させていただきます。

第2 「通常の気象警報発令時」に関して

通常の気象警報発令時（「大雨・洪水警報」等）には、原則として開講いたします。

ただし、公共交通機関の不通、幹線道路の通行止めなどにより受講会場に来られない場合（その場合には当支部までご連絡ください。）は、救済措置などの方法を検討いたします。

以上